

作成日 2026/02/25

本SDSは「GHSに基づく化学品の危険性有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」(JIS Z 7253:2019)7.1全体構成に示される16の項目について記したものです。

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	DOSIEPI™
製品コード	80201
供給者の会社名称	島津ダイアグノスティクス株式会社
住所	東京都台東区上野3丁目24番6号 上野フロンティアタワー20階
担当部門	信頼性保証部
電話番号	03-5846-5613
FAX番号	03-5846-5619
電子メールアドレス	yakuji@sdc.shimadzu.co.jp
推奨用途	試薬
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

試薬の構成と安全性データの分類(ページ番号)

	分類	ページ
Calibrator 1	B	8
Calibrator 2	A	1
Calibrator 3	A	1
Quality Control 1	A	1
Quality Control 2	A	1
Internal Standard	A	1

第2項～第15項につきましては、それぞれの分類に該当するページの情報をご参照ください。

### 16. その他の情報

連絡先

島津ダイアグノスティクス株式会社 信頼性保証部  
TEL: 03-5846-5613  
FAX: 03-5846-5619

その他

電子メールアドレス: yakuji@sdc.shimadzu.co.jp  
組成及び成分情報に記載している濃度又は濃度範囲は製造時の配合量を元に算出した一例であり、製品中の濃度を保証するものではありません。  
記載内容は日本国内で適用される法令に従い、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものでもありません。

また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用ください。

当該製品に関する全般的な注意、使用上または取扱い上の注意あるいは廃棄上の注意等に関しては、ラベルや説明文書等をよく読んでからご使用ください。

### 試液分類Aに関する安全データシート

### 2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(経皮) 区分4 急性毒性(吸入:蒸気) 区分3 発がん性 区分1B 生殖毒性 区分1B
-------	---

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(肝臓 呼吸器  
視覚器 全身毒性 中枢神経系)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓 視覚器  
中枢神経系)  
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない  
か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
H302+H312 飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合は有害  
H331 吸入すると有毒  
H350 発がんのおそれ  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H371 肝臓、呼吸器、視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害のおそれ  
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、視覚器、中枢神経系の障害のおそれ

注意書き  
安全対策

使用前に取扱説明書入手すること。(P201)  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)  
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)  
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。(P261)  
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

応急措置

飲み込んだ場合: 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)  
皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)  
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)  
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P308+P313)  
医師に連絡すること。(P311)  
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)  
気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)

保管

特別な処置が必要である。(P321)  
口をすすぐこと。(P330)  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)  
換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)  
施錠して保管すること。(P405)

廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
メタノール	0.3～5.1%	CH <sub>3</sub> OH	(2)-201	既存	67-56-1
N, N-ジメチルホルムアミド	0.2～2.0%	C <sub>3</sub> H <sub>7</sub> NO	(2)-680	既存	68-12-2
N-メチル-2-ピロリドン	0.03～0.2%	C <sub>5</sub> H <sub>9</sub> NO	(5)-113	既存	872-50-4
物質(その他)	92.7%<	-	-	-	-

### 4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

特別な治療が緊急に必要である。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

特別な処置が必要である。

汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

### 5. 火災時の措置

適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤

情報なし

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。

環境に対する注意事項  
封じ込め及び浄化の方法  
及び機材  
二次災害の防止策

必要に応じた換気を確保する。  
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。  
情報なし

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意  
取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。  
蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。  
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

安全取扱注意事項

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

保管

接触回避  
安全な保管条件

『10. 安定性及び反応性』を参照。  
『10. 安定性及び反応性』を参照。  
施錠して保管すること。  
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置  
設備対策

蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。  
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。  
機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

保護具

呼吸用保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。

手の保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。  
状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。

眼、顔面の保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。

皮膚及び身体の保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。  
状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

データなし

形状

データなし

色

データなし

臭い

データなし

融点／凝固点

データなし

沸点又は初留点及び沸点

データなし

範囲

可燃性

データなし

爆発下限界及び爆発上限 下限  
界／可燃限界

データなし

	上限	データなし
引火点		データなし
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール/水分配 係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び/又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		情報なし
危険有害反応可能性		情報なし
避けるべき条件		情報なし
混触危険物質		情報なし
危険有害な分解生成物		情報なし
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が1688.1168238mg/kgのため区分4とした。
	経皮	急性毒性推定値が1372.4100114mg/kgのため区分4とした。
	吸入	(気体) データ不足のため分類できない。
		(蒸気) 急性毒性推定値が2498.3632202ppmのため区分3とした。
		(粉じん・ミスト) 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
皮膚腐食性/皮膚刺激性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性 /眼刺激性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
生殖細胞変異原性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
発がん性		区分1Bの成分が1.902%のため、区分1Bとした。
生殖毒性		(生殖毒性) 区分1Bの成分が5.059%のため、区分1Bとした。 (生殖毒性・授乳影響) 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)		区分1(肝臓)の成分が1.902%のため、区分2(肝臓)とした。 区分1(呼吸器)の成分が1.902%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(視覚器)の成分が5.059%のため、区分2(視覚器)とした。 区分1(全身毒性)の成分が5.059%のため、区分2(全身毒性)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(中枢神経系)の成分が5.059%のため、区分2(中枢神経系)とした。
	区分1(肝臓)の成分が1.902%のため、区分2(肝臓)とした。
	区分1(視覚器)の成分が5.059%のため、区分2(視覚器)とした。
	区分1(中枢神経系)の成分が5.059%のため、区分2(中枢神経系)とした。
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報	
水生環境有害性 短期(急性)	毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
水生環境有害性 長期(慢性)	毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
	内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意	
国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code
	非該当
	Not applicable
	Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質 航空規制情報
	非該当
	非該当
	非該当
	非該当
	非該当
緊急時応急措置指針番号	非該当
	なし
15. 適用法令	
労働安全衛生法	第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) メタノール N, N-ジメチルホルムアミド 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

メタノール

N, N-ジメチルホルムアミド

健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚生労働省指針公示)

N, N-ジメチルホルムアミド

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

メタノール(安衛則別表第2の番号:2006)

N, N-ジメチルホルムアミド(安衛則別表第2の番号:1069)

N-メチル-2-ピロリドン(安衛則別表第2の番号:2108)(5%未満)(営業秘密)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)

N, N-ジメチルホルムアミド

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和7年11月18日告示第301号・第2号、令和7年11月18日基発1118第2号、厚生労働省HP皮膚等障害化学物質の一覧)

メタノール

N, N-ジメチルホルムアミド

労働安全衛生法(表示・通知対象物質、がん原性物質)(令和8年施行分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

メタノール

N, N-ジメチルホルムアミド

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

メタノール(安衛則別表第2の番号:2006)

N, N-ジメチルホルムアミド(安衛則別表第2の番号:1069)

N-メチル-2-ピロリドン(安衛則別表第2の番号:2108)(5%未満)(営業秘密)

がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)

N, N-ジメチルホルムアミド

労働安全衛生法(表示・通知対象物質、がん原性物質)(令和9年施行分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

メタノール

N, N-ジメチルホルムアミド

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

メタノール(安衛則別表第2の番号:2006)

N, N-ジメチルホルムアミド(安衛則別表第2の番号:1069)

N-メチル-2-ピロリドン(安衛則別表第2の番号:2108)(5%未満)(営業秘密)

がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)

N, N-ジメチルホルムアミド

非該当

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

N, N-ジメチルホルムアミド(管理番号:232)

毒物及び劇物取締法  
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

化審法  
水質汚濁防止法

大気汚染防止法

海洋汚染防止法  
外国為替及び外国貿易法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)  
下水道法

労働基準法

土壤汚染対策法

優先評価化学物質(法第2条第5項)

有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)

特定物質(法第17条第1項、施行令第10条)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

輸出許可貨物・補完品目(キャッチオール規制)(法第48条第1項、輸出令第1条別表第1の16の項(2))

輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項)

特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)

### 試液分類Bに関する安全データシート

#### 2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性

急性毒性(経口) 区分4

急性毒性(経皮) 区分3

急性毒性(吸入:蒸気) 区分3

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報	危険 H302 飲み込むと有害 H311+H331 皮膚に接触した場合や吸入した場合は有毒
注意書き 安全対策	粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261) 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
応急措置	飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312) 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352) 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 医師に連絡すること。(P311) 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312) 特別な処置が必要である。(P321) 口をすすぐこと。(P330) 汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P361+P364)
保管	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
廃棄	施錠して保管すること。(P405) 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
メタノール	0.2%>	CH <sub>3</sub> OH	(2)-201	既存	67-56-1
N, N-ジメチル-ホルムアミド	0.1%>	C <sub>3</sub> H <sub>7</sub> NO	(2)-680	既存	68-12-2
N-メチル-2-ピロリドン	0.1%>	C <sub>5</sub> H <sub>9</sub> NO	(5)-113	既存	872-50-4
物質(その他)	99.6%<	-	-	-	-

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

医師に連絡すること。

特別な治療が緊急に必要である。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

特別な処置が必要である。

汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

5. 火災時の措置  
適切な消火剤

使ってはならない消火剤  
火災時の特有の危険有害性  
特有の消火方法

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。  
粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。  
情報なし  
燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。  
消火作業は、風上から行う。  
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。  
関係者以外は安全な場所に退去させる。  
消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

6. 漏出時の措置  
人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置

環境に対する注意事項  
封じ込め及び浄化の方法  
及び機材  
二次災害の防止策

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。  
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。  
必要に応じた換気を確保する。  
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。  
情報なし  
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意  
取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。  
蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。  
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

安全取扱注意事項

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
保護手袋、保護衣を着用すること。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。

保管

接触回避  
安全な保管条件

『10. 安定性及び反応性』を参照。  
『10. 安定性及び反応性』を参照。  
施錠して保管すること。  
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置  
設備対策

蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。  
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

保護具

呼吸用保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。

手の保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。

眼、顔面の保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。

皮膚及び身体の保護 具 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態		データなし
形状		データなし
色		データなし
臭い		データなし
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点 範囲		データなし
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限 界／可燃限界	下限	データなし
	上限	データなし
引火点		データなし
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配 係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	情報なし
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	情報なし

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が1953.8275831mg/kgのため区分4とした。
	経皮	急性毒性推定値が835.135599mg/kgのため区分3とした。
	吸入	(気体) データ不足のため分類できない。 (蒸気) 急性毒性推定値が2118.0379112ppmのため区分3とした。 (粉じん・ミスト) 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
生殖細胞変異原性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。

発がん性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
生殖毒性		(生殖毒性) 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。 ※区分1Bは0.119%含まれる。 (生殖毒性・授乳影響) 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。
誤えん有害性		動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
水生環境有害性 長期(慢性)		毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壤中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
汚染容器及び包装		内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	非該当 Not applicable Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当 非該当 非該当 非該当 非該当
緊急時応急措置指針番号	航空規制情報	非該当 なし
15. 適用法令		
労働安全衛生法		作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2) メタノール(安衛則別表第2の番号:2006)
労働安全衛生法(表示・通知対象物質、がん原性物質)(令和8年施行分)	特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2) メタノール(安衛則別表第2の番号:2006)
労働安全衛生法(表示・通知対象物質、がん原性物質)(令和9年施行分)	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2) メタノール(安衛則別表第2の番号:2006)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 化審法 水質汚濁防止法 大気汚染防止法	非該当 非該当 優先評価化学物質(法第2条第5項) 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条) 特定物質(法第17条第1項、施行令第10条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号)
外国為替及び外国貿易法	輸出許可貨物・補完品目(キャッチオール規制)(法第48条第1項、輸出令第1条別表第1の16の項(2))
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法) 下水道法	輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項) 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4) 特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) 水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
土壌汚染対策法	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)